

岡山県私学助成制度のあり方に関する提言骨子（案）

1 はじめに

- ・私立学校は、それぞれ創立以来、独自の校風と建学精神のもと、特色のある教育に取り組むとともに、少子高齢化、グローバル化、IT化など時代や社会の大きな変化に対応しながら、公教育の一翼を担ってきた。これにより、社会に有用な人材、各界や世界に向けて活躍する人材も多く輩出されている。
- ・岡山県は、昭和43年度から私立高等学校の、昭和46年度から私立中学校、小学校及び幼稚園の経常的経費に対する補助を中心とした私学助成を行い、私立学校振興助成法及び昭和55年の岡山県私立学校問題懇談会の答申を踏まえ、現行制度による私学助成を行ってきた。
- ・現在、少子化の進展により私立学校を取り巻く環境が大きく変わってきた。また、助成制度の複雑化などの問題が生じている。
- ・本委員会は、岡山県の私学助成について、少子化に対応し持続可能な新制度のあり方を検討するため設置された。
- ・今回の見直しに当たっては、岡山県における私学助成の根幹である経常費補助金を中心に検討を行うこととした。

2 私学助成制度の見直しの背景等

(1) 少子化の進展

- ・岡山県の中学校卒業生数は、平成元年の32,514人をピークに、平成19年には、19,141人と約6割に減少している。今後、中長期的には更に減少が予測されている中で、将来にわたって私立学校が安定した学校経営を可能とする助成制度の確立が必要となっている。
- ・現行の経常費補助金は、児童、生徒又は幼児（以下「生徒」という。）1人当たり単価に生徒数を乗じて予算を積算しており、生徒数の減少が予算総額に直接影響する仕組みとなっている。
- ・また、予算総額を按分し配分するのではなく、各私立学校に必要な経費を積算し予算化する必要がある。

(2) 学校自らの経営努力の必要性

- ・私立学校は、設置者負担の原則に基づき、自主的にその財政基盤の強化を図り、自ら特色教育の充実や教育水準の維持・向上に努める必要がある。
- ・私立学校は、法令等の遵守を踏まえた公正な学校経営に取り組まなければならない。
- ・生徒に係る修学上の経済的負担について、絶えず配慮しながら学校経営を行っていく必要がある。

(3) 予算についての説明責任

- ・私学助成の原資は県民の税金であることから、その用途や積算根拠について透明性、公正性の確保を図りながら、県民に対し説明責任を果たす必要がある。

3 私学助成の現状と問題点

(1) 現行の私学助成

- ・岡山県は、昭和43年度から私立高等学校の、昭和46年度から私立中学校、小学校及び幼稚園の経常的経費に対する補助を中心とした私学助成を行い、私立学校振興助成法及び昭和55年の岡山県私立学校問題懇談会の答申を踏まえ、現行制度による私学助成を行い、私立学校の経営に大きく寄与してきた。
- ・平成19年度の岡山県の私学助成費（予算）の総額は8,039百万円で、そのうち経常費補助金は7,230百万円と全体の9割を占め、その内訳としては、高等学校（全日制）が5,431百万円、中学校564百万円、小学校273百万円、幼稚園951百万円、高等学校（通信制）11百万円となっている。
その他、国庫補助による特色教育等推進補助金、また、授業料減免補助金や奨学金貸与事業補助金などがある。

(2) 現行の経常費補助金の概要

今回の検討の中心となる現行の経常費補助金の概要は、以下のとおり。

① 補助対象

- ・経常費補助金の対象は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園とする。

② 補助対象経費

- ・経常費補助の対象は、人件費、教育管理費と設備費であり、補助対象となる経費を、以下、「経常的経費」という。なお、私立学校の経費のうち施設費等は含まないものとする。

③ 補助金の積算方法

- ・私学助成に係る国庫補助金及び地方交付税に岡山県独自の調整額を加えた生徒1人当たりの単価に生徒数を乗じて補助金総額を積算する単価方式を用いている。

④ 補助金の配分方法

補助金は、様々な要素を用いて按分して配分する区割方式により配分している。区割方式では、高等学校、中学校、小学校、幼稚園ごとに、基本割及び調整割を設けて各校への配分額を算定している。以下、高等学校を例にとると、

ア 「基本割」は「予算総額」の80%の額を配分

このうち60%を生徒数に応じ、10%を学級数に応じて配分し、残る10%を各学校均等に配分している。

イ 「調整割」は「予算総額」の20%の額を配分

定員充足状況や給与水準、保護者負担額、専任教員の充足率等に応じて配分している。

なお、別途「特別対策割」として、各私立学校の教員資質向上のための特別対策等に要した実績額に応じて配分している。

(3) 現行の経常費補助制度の主な問題点

- ① 予算の中長期的な見通しが立ちにくい

- ・生徒1人当たり単価に生徒数を乗じて予算を積算しているが、単価については一定の基準に基づいて設定しているものの、私立学校の経常的経費との関連性を直接説明するものとなっていない。また、中長期的には生徒数の減少が見込まれている。このため、予算の中長期的な見通しが立ちにくい。
- ② 個々の私立学校の経営努力が反映されにくい
 - ・予算総額を按分により各私立学校に配分するため、各私立学校の経営努力が、補助金額に直接反映されにくい。
- ③ 制度が複雑
 - ・現行の補助金配分方式である区割方式は、予算総額を様々な要素により按分して各私立学校へ配分することから、私立学校関係者にとっても、その仕組みは複雑で分かりにくい。
 - ・各私立学校において補助金額の算出は困難であり、金額の確定が年度末になることから、年度当初の収支計画等が立てにくい。

4 新たな経常費補助制度のあり方

(1) 改革の方向性

経常費補助制度の見直しは、次の視点を踏まえて行う必要がある。

- ① 持続可能性
 - ・少子化が進展する中でも、中長期的な視点に立って、私立学校の経営が安定的に行われる仕組みが必要である。
 - ・納税者に対する明確な説明責任の確立が必要である。
- ② 活力
 - ・各私立学校の経営努力が反映される仕組みとする必要がある。
- ③ 簡素
 - ・私立学校関係者にとって、予算の積算方法、補助金の配分方法について予見でき、かつ納得できる仕組みとする必要がある。
 - ・現行の経常費補助に含まれる政策的補助については分離し、必要に応じて別途検討する。
- ④ 公平
 - ・各私立学校の一定の経営水準を担保するため、各私立学校の必要経費を算定する公平なルールが必要である。
 - ・補助制度の見直しにより、経営に影響を及ぼさないよう留意する必要がある。
 - ・各私立学校の、それぞれの地域における存在意義や役割に配慮した仕組みを検討する必要がある。
 - ・学校経営について自主性を尊重するとともに、法令等に基づいて適正に行われる必要がある。

(2) 改革の具体策

- ① コンプライアンス（法令遵守）の強化
 - ・岡山県は、私立学校の自主性・自立性を尊重するとともに、法令等に基づいた学校経営の徹底を図ること。

- ・私立学校は、法令等に基づいた公正な学校経営に努めるとともに、経営内容の情報公開等により透明性を高め、県民に対する説明責任を果たしていく必要がある。

② 標準的運営費方式の導入

改革の方向性を満たす経常費補助制度として、標準的運営費方式を導入すること。

標準的運営費方式は、私立学校ごとに、公立学校をモデルとして標準的な教職員人件費や教育管理費等の経常的経費を積算し助成する方式で、他県でも徐々に導入されている。

ア 標準的運営費方式の特長

この方式は、次のような特長を有する。

- ・私立学校ごとに、公立学校をモデルに明確な根拠や基準に基づいて、補助金額を算出して予算総額を積み上げるため、予算積算方法と補助金配分方法が同じになる。
- ・私立学校の経営努力が補助金額に反映され、中長期的な視点にたった予見性のある学校経営が可能となる。

イ 標準的運営費方式の導入に当たっては、次の配慮が必要である。

- ・補助制度の見直しにより、私立学校の経営へ支障が生じないように、補助金額の変動を緩和するための経過措置を、新制度導入後一定の間行う必要がある。
- ・各私立学校は、それぞれの地域に根ざしながら、公教育の一翼を担っており、その私立学校の存在意義や役割を十分踏まえた配慮が必要である。

5 おわりに

- ・この提言は、私立学校経常費補助金を中心に、他の都道府県の動向も参考にしながら、主に高等学校を例に検討し、取りまとめたものである。見直しは、高等学校のみならず中学校、小学校及び幼稚園についても併せて行うことが必要である。
- ・岡山県にあっては、本提言を踏まえ、岡山に相応しい私学助成制度を確立するとともに、私立学校の振興に適切で効果的なものとなるよう、適宜、そのための対応策を検討するよう要望する。
- ・岡山県における私学助成制度が、よりの確で効果的に継続され、私立学校の振興に大いに寄与するものとなることを期待するものである。
- ・私立学校にあっては、私立学校としての特色を発揮し、独自の校風と伝統を培いながら、学校教育の一層の振興を担っていただくよう期待するものである。